

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成30年9月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成30年6月1日（金）午後3時頃、周南市大字米光の国道376号平木交差点において、地域振興部和田市民センター嘱託職員の運転する公用車が県道串夜市線から右折しようとした際、国道376号を徳地方面に走行していた車両と衝突する事故が発生した。

この事故により使用不能となった公用車のリース契約を、平成30年7月1日付けで解約した。

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

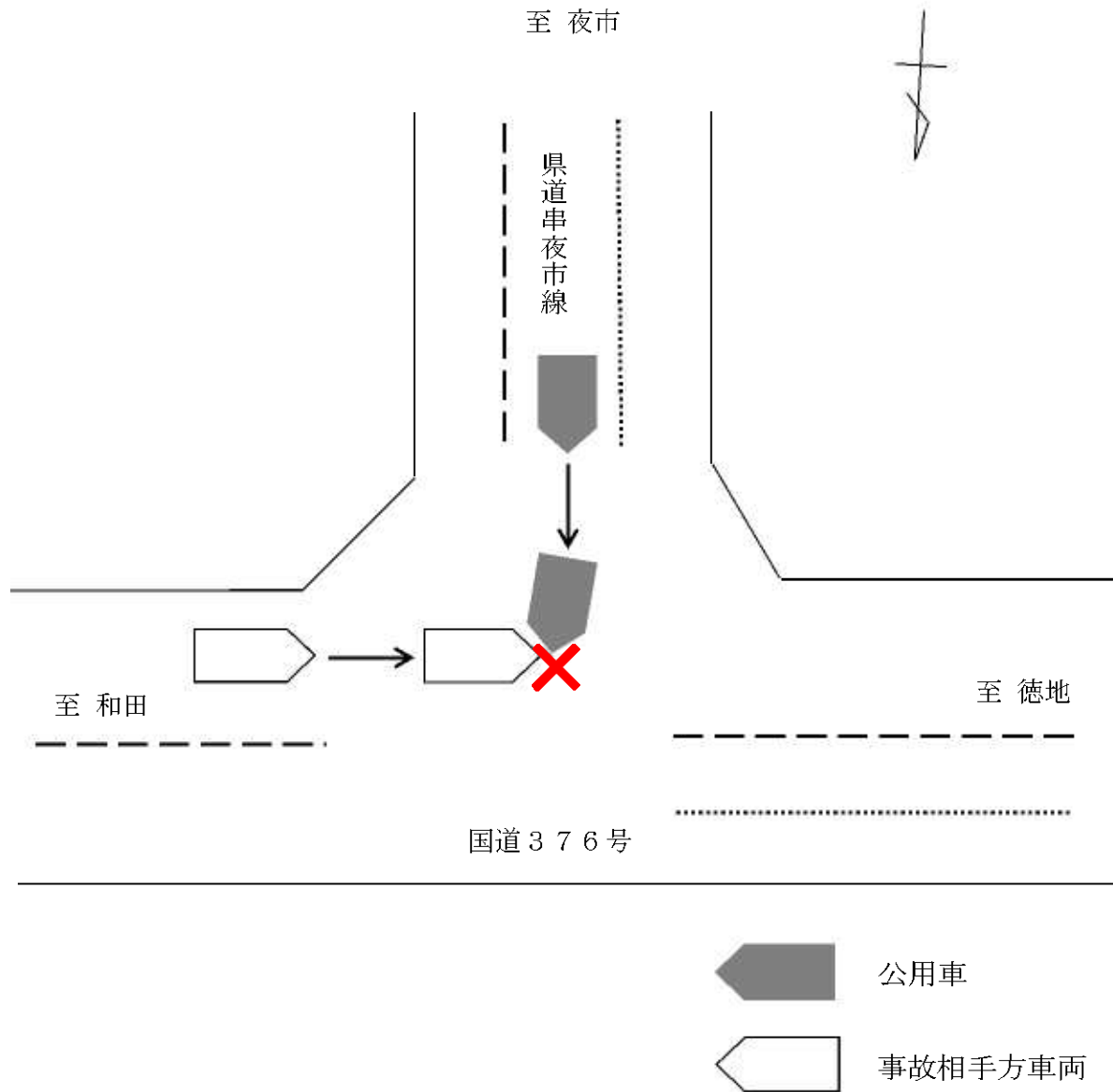
¥494,294-

2 専決処分の年月日

平成30年7月1日

(参 考)

1 事故状況図



2 損害賠償に係る補填財源

市有物件災害共済会災害共済金 ￥260,000－(予定)

過失責任割合による事故相手方賠償金 ￥218,400－(予定)